

【新旧対照表】会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第1章 総則	第1章 総則
第1条 法人会員とカード使用者	第1条 法人会員とカード使用者
<p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。））および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカード（当該カードのカード番号を含む。以下同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。））、<u>第5条の2第4項に定めるWEBサービス等</u>および第6条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等を行うことが可能となった場合には、当該行為を含む。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第33条第4項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
第3条 カードの貸与およびカードの管理	第3条 カードの貸与およびカードの管理
<p>1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p>	<p>1. 当社は、会員に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。<u>また、カード使用者は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</u></p>

【新旧対照表】 会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>第5条の2（WEB サービス等）</u></p>
	<p><u>1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB 等」という。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等（ただし、法人会員についてはMyJCB）に利用登録されるものとします。</u></p>
	<p><u>2. MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</u></p>
	<p><u>3. カード使用者が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、カード使用者はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</u></p>
	<p><u>4. 会員は、両社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外のWEB サービス（「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他のWEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。）の登録を行うことによりWEB サービスを利用することができます。なお、法人会員とカード使用者ではWEB サービス等のうち利用できる機能が異なります。</u></p>

【新旧対照表】 会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>5. カード使用者は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それらを届け出るものとし、両社、JCB または当社から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとし、</u> <u>なお、ショートメッセージは、両社が別途定める日より送信されるものとし、それまでは E メールによる送信のみとなります。</u></p>
	<p><u>6. カード使用者は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとし、</u></p>
	<p><u>7. カード使用者が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとし、</u></p>
<p>第 6 条 付帯サービス等</p>	<p>第 6 条 付帯サービス等</p>
<p>4. 会員は、当社が認める場合、当社が別に定めるところに従い、WEB サービス（「MyJCB」「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、一部のカードについてはこの限りではありません。なお、法人会員とカード使用者では WEB サービスの利用内容が異なります。会員は、入会時または入会后遅滞なく、当社が別途定める規定に同意のうえ、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとし、</p>	<p><削除></p>

【新旧対照表】会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
5. 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。	4. 会員は、当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承認します。
第10条 届出事項の変更	第10条 届出事項の変更
1. 会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、Eメールアドレス等、ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	1. 会員が両社に届け出た法人会員に係る法人名、法人代表者、代表使用者、連帯保証人、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号およびお支払い口座（第27条に定めるものをいう。）、Eメールアドレス等、 <u>個人事業主会員に係る国籍、在留情報（個人事業主会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、</u> ならびにカード使用者に係る氏名、住所、電話番号、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
第2章 会員情報の取り扱い	第2章 会員情報の取り扱い
第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託	第13条 会員情報の収集、保有、利用、預託
3. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。	3. 会員等は、当社または JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します（共同利用会社および利用目的は <u>次のホームページにて確認できます。</u> https://www.jcb.co.jp/r/riyou/ ）。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者は JCB となります。

【新旧対照表】 会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
第3章 ショッピング利用	第3章 ショッピング利用
第22条 ショッピングの利用	第22条 ショッピングの利用
<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことにより、ショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができます。</p>	<p>2. 会員は、カード使用者が加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB 所定の方法により、カードを提示し、または非接触 IC カード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<u>原則として</u>加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、<u>JCB が認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、</u>端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができます。</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、カード使用者はカードの提示および<u>暗証番号の入力</u>を省略することができます。</p>
<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>	<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<u>暗証番号の入力または、売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）</u>についてはカードの提示、<u>暗証番号入力等を省略することができます。</u></p>

【新旧対照表】会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
<p>7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める <u>本人認証手続き</u> を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは <u>同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、</u>カード使用者によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p>第4章 お支払い方法その他</p>	<p>第4章 お支払い方法その他</p>
<p>第28条 明細</p>	<p>第28条 明細</p>
<p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>	<p>1. 当社は、当社所定の方法（法人会員が <u>「MyJ チェック」</u> に登録している場合は、電磁的記録の方法）により、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を法人会員に通知します。当社は、法人会員が <u>「MyJ チェック」</u> に登録している場合は、明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を法人会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を行わない場合があります。</p>
<p>第32条の2（取引の制限等）</p>	<p>第32条の2（取引の制限等）</p>
	<p><u>(5) 個人事業主会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u></p>
<p>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員の力</p>	<p><u>(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカー</u></p>

【新旧対照表】会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
<p>ード利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>	<p>ド利用が適切でないと当社が合理的に判断した場合</p>
<p>第33条 退会および会員資格の喪失等</p>	<p>第33条 退会および会員資格の喪失等</p>
<p>3. 会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。</p>	<p>3. 会員（(4)または(8)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、<u>(11)</u>のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)、<u>(11)</u>においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(8)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場合で、当該個人事業主会員の事業を引き継ぐ旨の申告をした者（以下「事業承継者」という。）から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第2条に定める支払責任者としての義務（契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含む。）を負うものとします。</p>

【新旧対照表】会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
	<p><u>(11) 個人事業主会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日から、当社所定の期間が経過したとき。</u></p>
<p>第36条 費用の負担</p>	<p>第36条 費用の負担</p>
<p>支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>	<p><u>1. 支払責任者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当社が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</u></p>
	<p><u>2. 支払責任者が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当社と支払責任者との間の精算のために当社に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当社または JCB が公表する金額を支払責任者は負担するものとし、支払責任者は当社の請求に基づき、当該金員を第 27 条に定める方法により当社に対して支払うものとします。</u></p>
	<p><u>附則</u></p>
	<p><u>第5条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等（なお、法人会員においては「MyJCB」のみ）の登録を行います。</u></p>

【新旧対照表】 会員規約（一般法人用）の改定箇所

改定前	改定後
カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、 会員規約が次のように変更されます。	カード発行会社が（株）ジェーシービーの場合、 会員規約が次のように変更されます。
4. 第 13 条以降の条番号が、1 番繰り上がります。	< 削除 >
規約本文末尾	規約本文末尾
2024 年 4 月 1 日現在	2025 年 2 月 28 日現在

改定前	改定後																								
<p>< 加盟個人情報機関 ></p> <p>(途中省略)</p> <p>●各加盟個人情報機関と提携する提携個人情報機関は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人情報機関</th> <th>提携個人情報機関</th> <th>登録情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*提携個人情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。</p>	加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報	CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*	JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*	全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*	<p>< 加盟個人情報機関 ></p> <p>(途中省略)</p> <p>●各加盟個人情報機関と提携する提携個人情報機関は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人情報機関</th> <th>提携個人情報機関</th> <th>登録情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> <td>*</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">削除</p>	加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報	CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*	JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*	全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*
加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報																							
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*																							
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*																							
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*																							
加盟個人情報機関	提携個人情報機関	登録情報																							
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*																							
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*																							
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*																							